

# 経済金融活性化特別地区版 エンジェル税制 様式集

(平成 26 年 11 月 18 日版)

## ～ 目 次 ～

### ◇「経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令」による様式

#### 別記様式第 1 (指定会社が行う毎年度の報告書)

特定経済金融活性化産業に属する事業に関する実施状況報告書 …………… 1

#### 別記様式第 2 (指定会社が行う毎年度の報告にかかる認定書)

特定経済金融活性化産業に属する事業の実施に係る認定書 …………… 2

#### 別記様式第 3 (指定会社が行う毎年度の報告にかかる認定をしない旨の通知書)

特定経済金融活性化産業に属する事業の実施に係る認定をしない旨の通知書 … 3

#### 別記様式第 4 (指定会社となるための申請書)

指定申請書 …………… 4

#### 別記様式第 5 (指定会社となるための申請書の添付書類)

指定要件に関する宣言書 …………… 5

#### 別記様式第 6 (指定会社の指定書)

指定書 …………… 6

#### 別記様式第 7 (指定会社として指定しない旨の通知書)

沖縄振興特別措置法第 57 条の 2 第 1 項に規定する指定をしない旨の通知書 … 8

#### 別記様式第 8 (契約締結状況の報告書【※払込前】)

特定経済金融活性化産業に属する事業に係る資金の調達に関する契約の締結状況について (報告) …………… 9

別記様式第9（民法組合等を通じて投資をする場合の誓約書）	
民法組合等であることの誓約書	11
別記様式第10（契約締結状況の報告についての認定書）	
特定経済金融活性化産業に属する事業の実施に係る認定書	12
別記様式第11（契約締結状況の報告について認定しない旨の通知書）	
特定経済金融活性化産業に属する事業の実施に係る認定をしない旨の通知書	13
別記様式第12（投資した場合の確認申請書【※払込後】）	
（個人が直接投資した場合）	
経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令第11条第6項に係る確認申請書	14
（民法組合等を通じて投資した場合）	
経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令第11条第6項に係る確認申請書	15
別記様式第13（エンジェル税制の適用を受けるための確認書）	
経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令第11条第8項に係る確認書	16
別記様式第14（エンジェル税制の適用について確認をしない旨の通知書）	
経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令第11条第9項に係る確認をしない旨の通知書	17
参考1 確定申告書 別表二	18
参考2 株式異動状況通知書（税務署向け）	19
参考3 株式異動状況明細書（投資家向け）	20
参考4 個人が一定の株主に該当しないことを確認した書類	21
参考5 株式の買い付け等に関する書類（株式譲渡損の繰越控除用）	22

参考6-1	特定株式投資契約書 追加覚書	23
参考6-2	特定株式投資契約書 追加覚書（1つの民法組合用）	25
参考6-3	特定株式投資契約書 追加覚書（2つの民法組合用）	27
参考7-1	組合契約書 追加覚書（1つの民法組合用）	30
参考7-2	組合契約書 追加覚書（2つの民法組合用）	31
参考8	株式の譲渡等に関する書類	32

別記様式第1（第9条関係）

特定経済金融活性化産業に属する事業に関する実施状況報告書

年 月 日

沖縄県知事

〇〇 〇〇 殿

会社の名称及び代表者の氏名印

沖縄振興特別措置法第57条の2第1項に規定する指定（ 年 月 日付け）を受けた特定経済金融活性化産業に属する事業の実施状況について、同条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 特定経済金融活性化産業に属する事業※の内容
2. 特定経済金融活性化産業に属する事業※の実施場所
3. 設立年月日 年 月 日
4. 前年度における特定経済金融活性化産業に属する事業※の実施状況
5. 前年度における収支決算（会社全体の損益計算書等）
6. 特定株式投資契約による資金の調達に関する実績

(1) 〇〇年度（前年度） 資金合計〇〇百万円

（内訳）

資金調達先	資金額	備考

(2) 〇〇年度（前々年度） 資金合計〇〇百万円

（内訳）

資金調達先	資金額	備考

※経済金融活性化特別地区の区域内において営む事業に限る。

別記様式第2（第9条関係）

特定経済金融活性化産業に属する事業の実施に係る認定書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 殿

沖縄県知事

〇〇 〇〇 印

年 月 日付けの特定経済金融活性化産業に属する事業に関する実施状況報告を踏まえ、経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令第9条第2項の規定に基づき、当該事業が下記のとおり適切に実施されている旨、これを認定します。

記

認定の概要

別記様式第3（第9条関係）

特定経済金融活性化産業に属する事業の実施に係る認定をしない旨の通知書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 殿

沖縄県知事

〇〇 〇〇 印

年 月 日付けの沖縄振興特別措置法第57条の2第2項の規定による報告については、下記の理由により認定をしませんので、経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令第9条第3項の規定に基づき通知します。

記

認定をしない理由

別記様式第4（第10条関係）

指定申請書

年 月 日

沖縄県知事

〇〇 〇〇 殿

会社の名称及び代表者の氏名 印

沖縄振興特別措置法第57条の2第1項に規定する指定を受けたいので、経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 会社の名称及び代表者の氏名
2. 本店の所在地
3. 設立年月日 年 月 日
4. 沖縄振興特別措置法第56条第1項の認定を受けた日 年 月 日
5. 特定経済金融活性化産業に属する事業※の内容
6. 特定株式投資契約による資金の調達に関する計画

(1) 〇〇年度（本年度）資金調達見込額合計〇〇百万円

(内訳)

資金調達先見込	見込額	備考

(2) 〇〇年度（次年度）資金調達見込額合計〇〇百万円

(内訳)

資金調達先見込	見込額	備考

※経済金融活性化特別地区の区域内において営む事業に限る。

別記様式第5（第10条関係）

指定要件に関する宣言書

年 月 日

沖縄県知事

〇〇 〇〇 殿

会社の名称及び代表者の氏名 印

当社は、沖縄振興特別措置法第57条の2第1項に規定する指定を申請するに当たり、経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令第8条各号に掲げる指定会社の要件に該当することを宣言します。



両面印刷（表面）

別記様式第6（第10条関係）

指定書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 殿

沖縄県知事

〇〇 〇〇 印

年 月 日付けの指定申請について、沖縄振興特別措置法第57条の2第1項に規定する「指定会社」として、指定します。

記

1. 経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令第8条第1号及び同条第2号に該当すること。
  - (1) 沖縄振興特別措置法第56条第1項の認定の日 年 月 日
  - (2) 資本金額 万円
  - (3) 従業員数 人
  - (4) 設立年月日 年 月 日
  
2. 経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令第8条第3号から第5号までに該当すること。
  - (1) 未上場会社であること
  - (2) 大規模会社の子会社でないこと
  - (3) 特定経済金融活性化産業の用に供する旨の記載がある投資契約を締結する会社であること。

**両面印刷（裏面）**

- (1) この指定書の有効期限は、設立年月日から10年を超えない日までです。
- (2) この指定が行われたことについては、経済金融活性化特別地区に関するウェブサイトにおいて公表します。
- (3) 株式の払込みの期日において経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令第8条各号に掲げる指定会社の要件に該当しないとき及び偽りその他不正の手段によりこの指定を受けたことが判明するに至ったときは、直ちにこの指定書を返納するとともに、その旨を投資家に対して伝達してください。
- (4) この指定は、沖縄県知事として、投資家に対して投資に係る利益を保証するものではなく、その旨を当該投資家に対して伝達してください。

別記様式第7（第10条関係）

沖縄振興特別措置法第57条の2第1項に規定する指定をしない旨の通知書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 殿

沖縄県知事

〇〇 〇〇 印

年 月 日付けの沖縄振興特別措置法第57条の2第1項に規定する指定の申請については、下記の理由により指定をしませんので、経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令第10条第4項の規定に基づき通知します。

記

指定をしない理由

別記様式第8（第11条関係）

特定経済金融活性化産業に属する事業に係る資金の  
調達に関する契約の締結状況について（報告）

年 月 日

沖縄県知事

〇〇 〇〇 殿

会社の名称及び代表者の氏名 印

沖縄振興特別措置法第57条の2第1項に規定する指定（ 年 月 日付け）を受けた特定経済金融活性化産業に属する事業について、経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 会社の名称及び代表者の氏名
2. 本店の所在地
3. 資本金額 万円
4. 従業員数 人
5. 設立年月日 年 月 日
6. 沖縄振興特別措置法第56条第1項の認定を受けた日 年 月 日
7. 特定経済金融活性化産業に属する事業※の内容
8. 特定株式投資契約による資金の調達に関する契約の締結状況

(1) 〇〇年度（本年度）資金合計〇〇百万円

(内訳)

資金調達先	資金額	契約締結状況	備考

(2) 〇〇年度（前年度）資金合計〇〇百万円

(内訳)

資金調達先	資金額	契約締結状況	備考

9. 今後の特定株式投資契約の締結見込

(内訳)

資金調達先	資金額	契約締結予定日	払込み予定日

※経済金融活性化特別地区の区域内において営む事業に限る。

別記様式第9（第11条関係）

民法組合等であることの誓約書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 殿

組合所在地

組合の名称

代表者の氏名

印

当組合は、下記の事項について誓約します。

記

1 組合契約の種類

当組合は、民法第667条第1項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約によって成立するものであること

2 上記1の契約を締結する個人又は民法組合等

氏名（名称）

住所（所在地）

3 上記の者の出資価額割合

別記様式第 10（第 11 条関係）

特定経済金融活性化産業に属する事業の実施に係る認定書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 殿

沖縄県知事

〇〇 〇〇 印

年 月 日付けの特定経済金融活性化産業に属する事業に係る資金の調達に関する契約の締結状況報告を踏まえ、経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令第 11 条第 3 項の規定に基づき、当該事業が適切に実施される見込みである旨、これを認定します。

別記様式第 11（第 11 条関係）

特定経済金融活性化産業に属する事業の実施に係る認定をしない旨の通知書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 殿

沖縄県知事

〇〇 〇〇 印

年 月 日付けの沖縄振興特別措置法第 57 条の 2 第 2 項の規定による報告については、下記の理由により認定をしませんので、経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令第 11 条第 4 項の規定に基づき通知します。

記

認定をしない理由



別記様式第 12 (第 11 条関係)

(個人が直接投資した場合)

経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等  
に関する内閣府令第 11 条第 6 項に係る確認申請書

年 月 日

沖縄県知事

〇〇 〇〇 殿

会社の名称及び代表者の氏名 印

経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令第 11 条第 8 項の規定に係る確認を受けたいので、下記のとおり申請します。なお、当社は沖縄振興特別措置法第 57 条の 2 第 1 項に規定する指定（年月日付け）を受けた者であり、特定株式投資契約に基づき払込みを受けたものであることを申し添えます。

記

1. 個人の氏名及び住所
2. 払込期日（又は成立の日） 年 月 日
3. 払込みがあった日 年 月 日
4. 設立年月日 年 月 日
5. 取得株式数
6. 払込金額
7. 払込金額の総額

別記様式第 12 (第 11 条関係)

(民法組合等を通じて投資した場合)

経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等  
に関する内閣府令第 11 条第 6 項に係る確認申請書

年 月 日

沖縄県知事

〇〇 〇〇 殿

会社の名称及び代表者の氏名 印

経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令第 11 条第 8 項の規定に係る確認を受けたいので、下記のとおり申請します。なお、当社は沖縄振興特別措置法第 57 条の 2 第 1 項に規定する指定 ( 年 月 日付け) を受けた者であり、特定株式投資契約に基づき払込みを受けたものであることを申し添えます。

記

1. 個人の氏名及び住所

民法組合等の名称及び所在地

当該民法組合等の業務の執行を委任される組合員の名称及び所在地

出資価額割合 %

2. 払込期日 (又は成立の日) 年 月 日

3. 払込みがあった日 年 月 日

4. 設立年月日 年 月 日

5. 取得株式数

民法組合等の取得株式数

6. 払込金額

7. 払込金額の総額

民法組合等の払込金額の総額

別記様式第 13 (第 11 条関係)

経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等  
に関する内閣府令第 11 条第 8 項に係る確認書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 殿

沖縄県知事

〇〇 〇〇 印

年 月 日付けの経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等  
に関する内閣府令第 11 条第 6 項の規定による申請について、同条第 8 項の規定に基づき確  
認します。

記

1. 個人の氏名及び住所
2. 申請者が沖縄振興特別措置法第 57 条の 2 第 1 項に規定する指定を受けた者であること
3. 払込期日 (又は成立の日) 年 月 日
4. 払込みがあった日 年 月 日
5. 4 の期日が当該会社の設立の日以後十年を経過していないこと
6. 当該申請に係る払込みは、経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等  
に関する内閣府令第 11 条第 1 項の特定株式投資契約に基づくものであること
7. 取得株式数
8. 払込金額
9. 払込金額の総額

別記様式第 14 (第 11 条関係)

経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に  
関する内閣府令第 11 条第 9 項に係る確認をしない旨の通知書

年 月 日

会社の名称及び代表者の氏名 殿

沖縄県知事

〇〇 〇〇 印

年 月 日付けの経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等  
に関する内閣府令第 11 条第 6 項の規定による申請については下記の理由により確認しませ  
るので、同条第 9 項の規定に基づき通知します。

記

確認をしない理由



(参考2：株式異動状況通知書)

税務署長殿

租税特別措置法施行令第25条の1第8項又は同令第26条の3第8項の規定に基づく株式異動状況通知書

租税特別措置法施行令第25条の1第8項又は同令第26条の3第8項の規定に基づき下記のとおり通知いたします。

1. 投資家名及びその住所
2. 異動内容

異動年月日	異動事由	増減株式数	一株単価	払込金額	所有株式数 (うち、株券不発行・委託分)	備考
	譲渡	株減	円	円	株 (株)	
	払込みによる取得	株増	—	—	株 (株)	※經由するすべての民法組合等を記載する
	贈与	株減	—	—	株 (株)	
	※組合からの脱退	※ 株減	—	—	株 (株)	※ 組合を經由
	※地位の譲渡	※ 株減	—	—	株 (株)	※ 組合を經由

平成 年 月 日

会社所在地

会社名

担当者連絡先

印

※1 民法組合等を通じて取得した株式の場合には、備考欄にその旨を明記すること。

※2 組合員の株式の異動事由が「組合からの脱退」及び「地位の譲渡」の場合には、異動年月日、持分の変動状況等の詳細を明記すること。

※3 その年最初に譲渡又は贈与があった日から12月31日までの間の株式の異動状況を記載すること。

(参考3：株式異動状況明細書)

投資家住所 投資家名		株式異動状況明細書						
殿		異動事由	増減株式数	一株単価	払込金額	所有株式数 (うち、株券不発行・寄託分)	備考	
		払込みによる取得	株増	円	円	株 (株)	※經由するすべての民法組合等を記載する	
		株式分割	株増	-	-	株 (株)		
		株式併合	株減	-	-	株 (株)		
		譲渡	株減	-	-	株 (株)		
		※組合からの脱退	※ 株減	-	-	株 (株)	※ 組合を経由	
		※地位の譲渡	※ 株減	-	-	株 (株)	※ 組合を経由	

平成 年 月 日

会社所在地  
会社名  
担当者連絡先  
印

※1 民法組合等を通じて取得した株式の場合には、備考欄にその旨を明記すること。

※2 組合員の株式の異動事由が「組合からの脱退」及び「地位の譲渡」の場合には、異動年月日、持分の変動状況等の詳細を明記すること。

※3 払込みによる取得の時(払込みによる取得の時が2以上ある場合は、最初の取得の時)以後、次の①又は②に掲げる日のうちいずれか遅い日までの株式の異動状況を記載すること。

① 払込みによる取得があった日の属する年の12月31日

② 投資家から「株式異動状況明細書」交付の申請があった日

(参考4：個人が一定の株主に該当しないことを確認した書類)

投資家住所

投資家名 殿

「租税特別措置法施行規則第18条の15第8項第2号及び同令第19条の11  
第7項第2号に規定する確認をした旨を証する書類」

貴殿は、基準日（ 年 月 日）において租税特別措置法施行令第25条の12第1項第1号から第7号まで、同令第26条の28の3第1項第1号から第7号までに掲げる者に該当しないことを確認します。

なお、本書類は、租税特別措置法第37条の13、第37条の13の2又は第41条の19の規定の適用の際に必要な書類となるため、大切に保存してください。

平成 年 月 日

会社所在地

会社名

印



(参考5：株式の買い付け等に関する書類)

投資家住所

投資家名 殿

租税特別措置法施行規則第18条の15の3第2項に規定する株式の買い付け等に関する書類

1. 買い付け等を行う者の氏名又は名称及び住所  
氏名（名称）  
住所
2. 買い付け等の目的
3. 買い付け等の1株当たりの価額  
1株当たりの価額 円  
上記の価額を決定する際に参考とした価額の算定を行った公認会計士若しくは税理士又は監査法人、税理士法人、銀行、証券会社、外国証券会社若しくは会社の氏名又は名称及び住所  
氏名（名称）  
住所
4. 買い付け等予定株式数 株
5. 買い付け等の期間 年 月 日から 年 月 日まで
6. 買い付け等の方法及び場所

なお、上記の買い付けに当たっては、買い付け等の1株当たりの価額を決定する際に参考とした価額の算定をしております。

平成 年 月 日

会社所在地  
会社名 印  
担当者連絡先

## 参考6-1 特定株式投資契約書 追加覚書

エンジェル税制が適用されるためには、以下の事項が記されている投資契約を締結して頂く必要があります。

※なお、以下の事項については、文言等が一致する必要はなく、趣旨が同じであれば適用されます。

1. 発行会社により発行される株式の総数及び払込金額
2. 個人が取得する株式の数、取得価額及び取得価額の総額
3. 発行会社により発行される株式の払込みの方法及び払込み期日又はその期間
4. 個人が発行会社に対し約束する事項
  - (1) 本契約に基づく払込を行った日において、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の12第1項第1号から第7号までに掲げる者（個人が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、同令第26条の28の3第1項第1号から第7号までに掲げる者）に該当しないこと。
  - (2) 発行会社から与えられた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第29条の2に規定する新株予約権に係る同条第1項本文の規定の適用を受けないこと。
  - (3) 株式を取得した時以後に、保有する株式の数に変更を生じさせる事実が発生したときには、当該事実の内容、当該事実の発生した年月日、当該事実により変更のあった株式の数及びその他参考となるべき事項について発行会社に報告すること。
5. 発行会社が個人に対し約束する事項
  - (1) 本契約に基づく払込金を、経済金融活性化特別地区の区域内において営む認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業の用に供すること。
  - (2) 4. (1)に掲げる事項を確認した場合には、当該事項に該当しないことを確認した書類を作成し、個人に交付すること。
  - (3) 本契約に基づく払込を受けた日において、経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令（平成26年内閣府令第33号。以下「内閣府令」という。）第8条に掲げる要件に該当するものであること。
  - (4) 本契約に基づく払込を受けた日以後遅滞なく、内閣府令第11条第6項による申請を行い、内閣府令第11条第8項に規定する確認書を当該個人に交付すること。

- (5) 本契約に基づく払込により株式を取得した時(当該取得の時が二以上ある場合には、最初の取得の時)以後の当該株式の異動につき次に掲げる事項がその異動ごとに記載された明細書を個人の求めに応じて交付すること。
- ①異動事由
  - ②異動年月日
  - ③異動した株式の数及び当該異動直後において有する株式の数
  - ④その他参考となるべき事項
- (6) 次のいずれかに該当することとなったときはその旨を証する書面を作成し、個人に交付すること。
- ①清算の終了又は特別清算の終了があったとき。
  - ②破産法(平成16年法律第75号)第30条第1項に規定する破産手続開始の決定があったとき。
  - ③発行する株式が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場又は同法第67条の11第1項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されたとき。
- (7) (2)から(6)までに掲げるもののほか、個人が租税特別措置法第37条の13、第37条の13の2又は第41条の19の規定の適用に関し必要な情報の提供及び書類の交付を行うこと。

## 参考6-2 特定株式投資契約書 追加覚書（1つの民法組合用）

1つの民法組合等（民法組合又は投資事業有限責任組合）を通じた株式投資においてエンジェル税制が適用されるためには、以下の事項が記されている投資契約を締結して頂く必要があります。

※なお、以下の事項については、文言等が一致する必要はなく、趣旨が同じであれば適用されます。

1. 発行会社により発行される株式の総数及び払込金額
2. 個人が取得する株式の数、取得価額及び取得価額の総額
3. 発行会社により発行される株式の払込みの方法及び払込み期日又はその期間
4. 民法（明治29年法律89号）第667条第1項に規定する組合契約によって成立する組合又は投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合（以下「民法組合等」という。）が発行会社に対し約束する事項
  - (1) 本契約に基づく払込を行った日において、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の12第1項第1号から第7号までに掲げる者（個人が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、同令第26条の28の3第1項第1号から第7号までに掲げる者）に該当しないこと。
  - (2) 個人が当該株式を取得した時以後に、個人が保有する当該株式の数に変更を生じさせる事実が発生したときには、当該事実の内容、当該事実の発生した年月日、当該事実により変更のあった株式の数及びその他参考となるべき事項について当該発行会社に報告すること。
  - (3) 経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令（平成26年内閣府令第33号。以下「内閣府令」という。）第11条第2項第3号に掲げる書面を作成し、発行会社に交付すること。
5. 発行会社が民法組合等に対し約束する次に掲げる事項
  - (1) 本契約に基づく払込金を、経済金融活性化特別地区の区域内において営む認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業の用に供すること。
  - (2) 4. (1)に掲げる事項を確認した場合には、租税特別措置法施行規則第18条の15第9項第2号に掲げる書類を作成し、個人に交付すること。
  - (3) 本契約に基づく払込を受けた日において、経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令（平成26年内閣府令第33号。以下「内閣府令」という。）第8条に掲げる要件に該当するものである

こと。

(4) 本契約に基づく払込を受けた日以後遅滞なく、内閣府令第 11 条第 6 項による申請を行い、内閣府令第 11 条第 8 項に規定する確認書を当該個人に交付すること。

(5) 本契約に基づく払込により株式を取得した時(当該取得の時が二以上ある場合には、最初の取得の時)以後の当該株式の異動につき次に掲げる事項がその異動ごとに記載された明細書を個人の求めに応じて交付すること。

①異動事由

②異動年月日

③異動した株式の数及び当該異動直後において有する株式の数

④その他参考となるべき事項

(6) 次のいずれかに該当することとなったときはその旨を証する書面を作成し、個人に交付すること。

①清算の終了又は特別清算の終了があったとき。

②破産法(平成 16 年法律第 75 五号)第 30 条第 1 項に規定する破産手続開始の決定があったとき。

③発行する株式が金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所に上場又は同法第 67 条の 11 第 1 項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されたとき。

(7) (2)から(6)までに掲げるもののほか、個人が租税特別措置法第 37 条の 13、第 37 条の 13 の 2 又は第 41 条の 19 の規定の適用に関し必要な情報の提供及び書類の交付を行うこと。

## 6. 民法組合等の組合契約の契約書の記載事項

(1) 民法組合等が個人に対し約束する事項

貸借対照表及び損益計算書(個人の出資の価額の割合に応じてあん分して計算したものを含む。)並びに投資に関する明細書を交付すること。

(2) 個人が民法組合等に対し約束する事項

①株式を取得した時以後に、保有する株式の数に変更を生じさせる事実が発生したときには、当該事実の内容、当該事実の発生した年月日、当該事実により変更のあった株式の数及びその他参考となるべき事項について報告すること。

②租税特別措置法第 37 条の 13、第 37 条の 13 の 2 又は第 41 条の 19 の規定の適用を受けようとする場合にあっては、これらの規定に規定する確定申告書に、(1)に規定する書類及び内閣府令第 11 条 8 項に規定する確認書を添付すること。

### 参考6-3 特定株式投資契約書 追加覚書（2つの民法組合用）

2つの民法組合等（民法組合又は投資事業有限責任組合）を通じた株式投資においてエンジェル税制が適用されるためには、以下の事項が記されている投資契約を締結して頂く必要があります。

※なお、以下の事項については、文言等が一致する必要はなく、趣旨が同じであれば適用されます。

1. 発行会社により発行される株式の総数及び払込金額
2. 個人が取得する株式の数、取得価額及び取得価額の総額
3. 発行会社により発行される株式の払込みの方法及び払込み期日又はその期間
4. 民法（明治29年法律89号）第667条第1項に規定する組合契約によって成立する組合又は投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合（以下「民法組合等」という。）が発行会社に対し約束する事項
  - (1) 本契約に基づく払込を行った日において、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の12第1項第1号から第7号までに掲げる者（個人が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、同令第26条の28の3第1項第1号から第7号までに掲げる者）に該当しないこと。
  - (2) 個人が当該株式を取得した時以後に、個人が保有する当該株式の数に変更を生じさせる事実が発生したときには、当該事実の内容、当該事実の発生した年月日、当該事実により変更のあった株式の数及びその他参考となるべき事項について当該発行会社に報告すること。
  - (3) 経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令（平成26年内閣府令第33号。以下「内閣府令」という。）第11条第2項第3号に掲げる書面を作成し、発行会社に交付すること。
5. 発行会社が民法組合等に対し約束する次に掲げる事項
  - (1) 本契約に基づく払込金を、経済金融活性化特別地区の区域内において営む認定経済金融活性化計画に定められた特定経済金融活性化産業の用に供すること。
  - (2) 4. (1)に掲げる事項を確認した場合には、租税特別措置法施行規則第18条の15第9項第2号に掲げる書類を作成し、個人に交付すること。
  - (3) 本契約に基づく払込を受けた日において、経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令（平成26年内閣府令第33号。以下「内閣府令」という。）第8条に掲げる要件に該当するものである

こと。

- (4) 本契約に基づく払込を受けた日以後遅滞なく、内閣府令第 11 条第 6 項による申請を行い、内閣府令第 11 条第 8 項に規定する確認書を当該個人に交付すること。
- (5) 本契約に基づく払込により株式を取得した時(当該取得の時が二以上ある場合には、最初の取得の時)以後の当該株式の異動につき次に掲げる事項がその異動ごとに記載された明細書を個人の求めに応じて交付すること。
  - ①異動事由
  - ②異動年月日
  - ③異動した株式の数及び当該異動直後において有する株式の数
  - ④その他参考となるべき事項
- (6) 次のいずれかに該当することとなったときはその旨を証する書面を作成し、個人に交付すること。
  - ①清算の終了又は特別清算の終了があったとき。
  - ②破産法(平成 16 年法律第 75 五号)第 30 条第 1 項に規定する破産手続開始の決定があったとき。
  - ③発行する株式が金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所に上場又は同法第 67 条の 11 第 1 項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されたとき。
- (7) (2)から(6)までに掲げるもののほか、個人が租税特別措置法第 37 条の 13、第 37 条の 13 の 2 又は第 41 条の 19 の規定の適用に関し必要な情報の提供及び書類の交付を行うこと。

## 6. 民法組合等の組合契約の契約書の記載事項

- (1) 発行会社と投資に関する契約を締結する民法組合等(以下において「投資契約締結組合」という。)と投資契約締結組合の組合員である民法組合等(以下において「民法組合等」という。)との間で締結される組合契約の契約書の記載事項
  - ①投資契約締結組合が民法組合等に対し約束する事項  
貸借対照表及び損益計算書(民法組合等の出資の価額の割合に応じてあん分して計算したものを含む。)並びに投資に関する明細書を交付すること。
  - ②民法組合等が投資契約締結組合に対し約束する事項
    - (i) 個人が株式を取得した時以後に、個人が保有する株式の数に変更を生じさせる事実が発生したときには、当該事実の内容、当該事実の発生した年月日、当該事実により変更のあった株式の数及びその他参考となるべき事項について報告すること。

- (ii) 個人が租税特別措置法第 37 条の 13、第 37 条の 13 の 2 又は第 41 条の 19 の規定の適用を受けようとする場合にあっては、これらの規定に規定する確定申告書に、①(i)に規定する書類及び内閣府令第 11 条 8 項に規定する確認書を添付すること。
- (2) 民法組合等と個人との間で締結される組合契約の契約書に記載する事項
- ①民法組合等が個人に対し約束する次に掲げる事項
    - (i) 貸借対照表及び損益計算書（当該個人の出資の価額の割合に依じてあん分して計算したものを含む。）並びに投資に関する明細書を交付すること。
    - (ii) 内閣府令第 11 条第 2 項第 3 号に掲げる書面を作成し、発行会社に交付すること。
  - ②個人が民法組合等に対し約束する次に掲げる事項
    - (i) 株式を取得した時以後に、保有する当該株式の数に変更を生じさせる事実が発生したときには、当該事実の内容、当該事実の発生した年月日、当該事実により変更のあった株式の数及びその他参考となるべき事項について報告すること。
    - (ii) 租税特別措置法第 37 条の 13、第 37 条の 13 の 2 又は第 41 条の 19 の規定の適用を受けようとする場合にあっては、これらの規定に規定する確定申告書に、①(i)に規定する書類及び内閣府令第 11 条 8 項に規定する確認書を添付すること。



## 参考 7-1 組合契約書 追加覚書（1つの民法組合用）

1つの民法組合等（民法組合又は投資事業有限責任組合）を通じた株式投資においてエンジェル税制が適用されるためには、以下の事項が記されている組合契約を締結して頂く必要があります。

※なお、以下の事項については、文言等が一致する必要はなく、趣旨が同じであれば適用されます。

民法（明治 29 年法律 89 号）第 667 条第 1 項に規定する組合契約によって成立する組合又は投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 10 年法律第 90 号）第 2 条第 2 項に規定する投資事業有限責任組合（以下「民法組合等」という。）の組合契約の契約書の記載事項

### (1) 民法組合等が個人に対し約束する事項

貸借対照表及び損益計算書（個人の出資の価額の割合に応じてあん分して計算したものを含む。）並びに投資に関する明細書を交付すること。

### (2) 個人が民法組合等に対し約束する事項

①株式を取得した時以後に、保有する株式の数に変更を生じさせる事実が発生したときには、当該事実の内容、当該事実の発生した年月日、当該事実により変更のあった株式の数及びその他参考となるべき事項について報告すること。

②租税特別措置法第 37 条の 13、第 37 条の 13 の 2 又は第 41 条の 19 の規定の適用を受けようとする場合にあっては、これらの規定に規定する確定申告書に、(1)に規定する書類及び経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令第 11 条 8 項に規定する確認書を添付すること。

## 参考 7-2 組合契約書 追加覚書（2つの民法組合用）

2つの民法組合等（民法組合又は投資事業有限責任組合）を通じた株式投資においてエンジェル税制が適用されるためには、以下の事項が記されている組合契約を締結して頂く必要があります。

※なお、以下の事項については、文言等が一致する必要はなく、趣旨が同じであれば適用されます。

民法（明治 29 年法律 89 号）第 667 条第 1 項に規定する組合契約によって成立する組合又は投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 10 年法律第 90 号）第 2 条第 2 項に規定する投資事業有限責任組合（以下「民法組合等」という。）の組合契約の契約書の記載事項

(1) 発行会社と投資に関する契約を締結する民法組合等（以下において「投資契約締結組合」という。）と投資契約締結組合の組合員である民法組合等（以下において「民法組合等」という。）との間で締結される組合契約の契約書の記載事項

①投資契約締結組合が民法組合等に対し約束する事項

貸借対照表及び損益計算書（民法組合等の出資の価額の割合に応じてあん分して計算したものを含む。）並びに投資に関する明細書を交付すること。

②民法組合等が投資契約締結組合に対し約束する事項

(i) 個人が株式を取得した時以後に、個人が保有する株式の数に変更を生じさせる事実が発生したときには、当該事実の内容、当該事実の発生した年月日、当該事実により変更のあった株式の数及びその他参考となるべき事項について報告すること。

(ii) 個人が租税特別措置法第 37 条の 13、第 37 条の 13 の 2 又は第 41 条の 19 の規定の適用を受けようとする場合にあっては、これらの規定に規定する確定申告書に、①に規定する書類及び経済金融活性化特別地区の区域内における事業の認定申請等に関する内閣府令（平成 26 年内閣府令第 33 号。以下「内閣府令」という。）第 11 条 8 項に規定する確認書を添付すること。

(2) 民法組合等と個人との間で締結される組合契約の契約書に記載する事項

①民法組合等が個人に対し約束する次に掲げる事項

(i) 貸借対照表及び損益計算書（当該個人の出資の価額の割合に応じてあん分して計算したものを含む。）並びに投資に関する明細書を交付すること。

- (ii) 内閣府令第 11 条第 2 項第 3 号に掲げる書面を作成し、発行会社に交付すること。
- ② 個人が民法組合等に対し約束する次に掲げる事項
  - (i) 株式を取得した時以後に、保有する当該株式の数に変更を生じさせる事実が発生したときには、当該事実の内容、当該事実の発生した年月日、当該事実により変更のあった株式の数及びその他参考となるべき事項について報告すること。
  - (ii) 租税特別措置法第 37 条の 13、第 37 条の 13 の 2 又は第 41 条の 19 の規定の適用を受けようとする場合にあっては、これらの規定に規定する確定申告書に、①(i)に規定する書類及び内閣府令第 11 条 8 項に規定する確認書を添付すること。

(参考8) 株式の譲渡等に関する書類

投資家住所

投資家名 殿

租税特別措置法施行規則第18条の15の2第4項に規定する株式の譲渡等に関する書類

1. 譲渡を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに投資家との関係

氏名(名称)

住所

投資家との関係

2. 譲渡をした株式数 株

3. 譲渡による収入金額 円

4. 譲渡をした年月日 平成 年 月 日

平成 年 月 日

会社所在地

会社名

担当者連絡先

印